

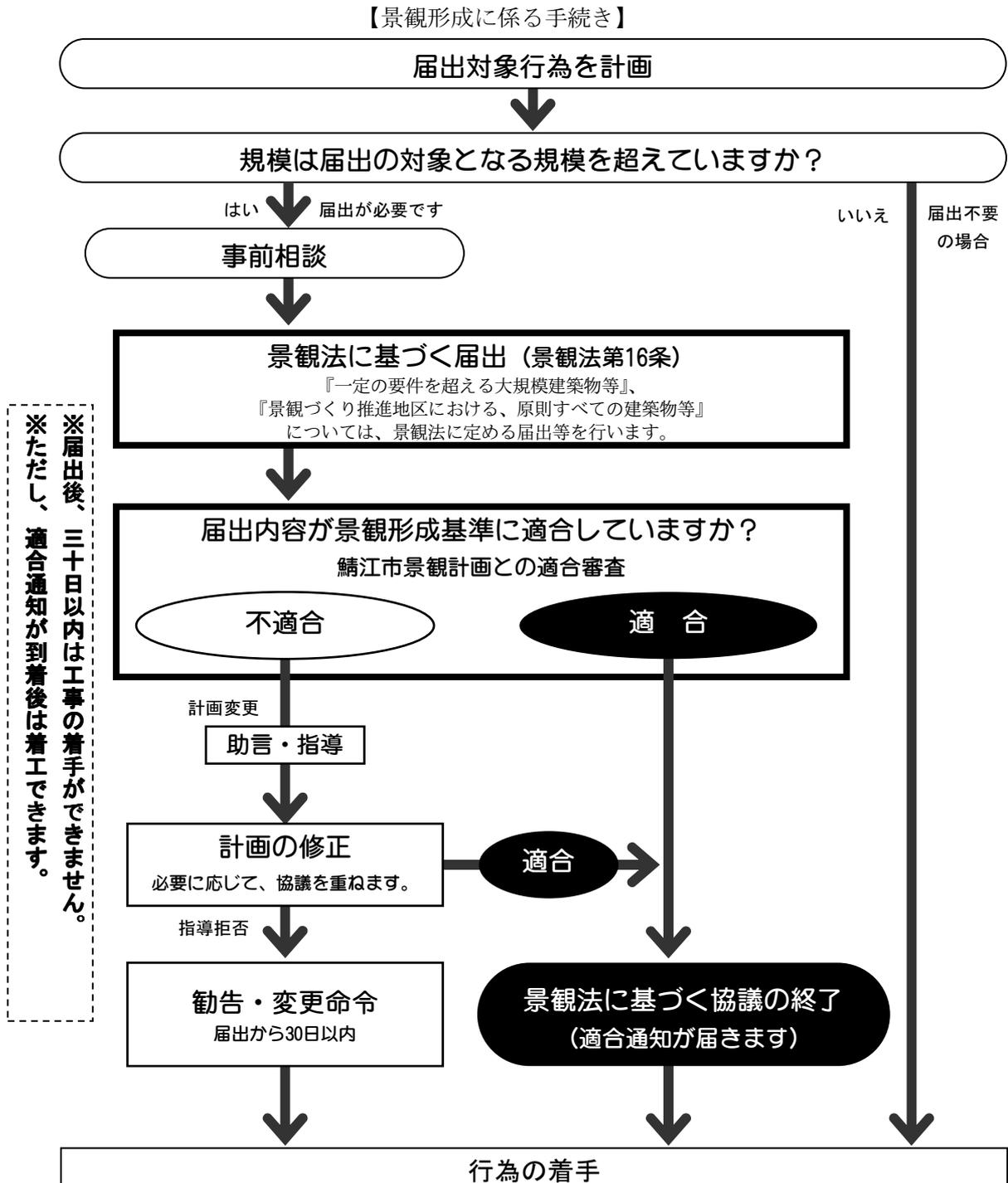
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

景観法に基づき、景観計画区域における行為の制限を定めます。

一定規模以上の建築等の行為を行う場合や計画地が景観形成地区内の場合、計画段階で事前に、景観法に基づく市への届出が必要となります。

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を景観計画で定めることにより、市は、景観形成基準に適合するよう指導指針に基づいて、具体的な対処方法に係る指導・勧告・変更命令を行うことができます。届出の流れは、以下の通りです。



3-1 鯖江市景観計画区域

(1) 届出の対象となる行為

鯖江市景観計画区域（市全域）における、届出の対象となる行為は以下のとおりです。

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○以下に該当する建築物の新築、増築、改築、移転 <ul style="list-style-type: none"> ・地盤面からの高さが13mを超えるもの ・階数が4以上のもの ・延べ床面積が500㎡を超えるもの ○上記に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/3を超えるもの
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ○以下に該当する工作物の新設、増築、改築、移転 <ul style="list-style-type: none"> ・地盤面からの高さが13mを超える煙突、高架水槽、街路灯等 ・地盤面からの高さが13mを超えるまたは築造面積が500㎡を超える製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設等 ・高さ2mかつ長さ30mを超える垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの（生垣の部分を除く） ○上記に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/3を超えるもの
屋外における物品の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ○以下に該当する物品の集積または貯蔵 <ul style="list-style-type: none"> ・地盤面からの集積又は貯蔵の高さが3mを超えるもの ・その用に供される土地の面積が1,000㎡を超えるもの

<工作物の例>

届出の対象となる工作物は以下のとおりです。

- (1) 煙突、高架水槽その他これらに類するもの
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（（6）に掲げるものを除く。）
- (3) 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (4) 街路灯、照明灯その他これらに類するもの
- (5) 記念塔、彫刻、モニュメントその他これらに類するもの
- (6) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系（その支持物を含む。）
- (7) 製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設その他これらに類するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

(2) 行為の制限

届出の対象となる建築物の新築等、工作物の新設等およびその他の行為に関する景観形成基準は次のとおりとします。

① 建築物

(○：景観形成基準／・：指導基準)

事 項	景観形成基準									
建築物全体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺の土地利用や地域のまちづくりの方向を踏まえて、将来の望ましい地区景観を先導する役割を担う形態や意匠とすること。 ○ 建築物全体として、違和感のないまとまりのある形態や意匠とすること。 									
配 置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山並みや鯖江台地の斜面緑地の近傍にあっては、主要な視点場から稜線を乱さないように、また樹林等の斜面緑地への見通しを可能な限り確保するよう配置上の工夫を行うこと。 ○ 山地や河川等の優れた自然景観や歴史的建造物の眺めが得られる地域にあっては、主要な視点場からこれらへの景観を損なうことのないように、眺望確保に配慮した配置上の工夫を行うこと。 ○ 道路等の公共用地に接する敷地境界からは、建築物の壁面をできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に配慮すること。 									
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開口部分が比較的少なく壁面が大きな面積で露出する場合は、威圧感・圧迫感等の低減を図るよう外壁表面の意匠の工夫を行うこと。 ○ 窓等の開口部は、大きさ・形状・配置等について建築物と一体的なものとする。 ○ 空調設備や冷暖房施設等の建築設備を設ける場合は、道路等の公共空間から目立つ位置に露出させないこと。やむを得ない場合は、遮蔽処置を行うこと。 ○ 屋外階段を設ける場合は、建築物と一体的な形態・意匠とすること。 									
屋根 / 屋上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調和のとれた街並み景観の保全に資するとともに、地域のランドマークやシンボルとなるよう、形態や意匠に配慮すること。 ○ 屋上設備を設ける場合は、道路等の公共空間から目立つ位置に露出させないこと。やむを得ない場合は、遮蔽処置を行うこと。 									
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内は、できる限り緑化に努めること。 ○ 敷地の周囲は、生垣や樹木の列植に努めること。 									
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外壁等に用いる色彩は、落ち着いた色彩を基調色とし、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 外壁に複数の色彩を用いる場合は、建築物等の規模やデザインとのバランスに配慮すること。 ・ 外壁の表面積の9/10以上は次の色彩基準に配慮すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">色相</th> <th style="width: 50%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R、YR (赤・橙色系の色相)</td> <td>彩度 6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄色系の色相)</td> <td>彩度 4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他 (黄緑・緑・青緑・青・紫青・紫・赤紫色系)</td> <td>彩度 2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 特別の着色が施されていない瓦・銅板・木材・土壁・ガラスなどによって仕上げる場合や、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではありません。</p>		色相	彩度	R、YR (赤・橙色系の色相)	彩度 6 以下	Y (黄色系の色相)	彩度 4 以下	その他 (黄緑・緑・青緑・青・紫青・紫・赤紫色系)	彩度 2 以下
色相	彩度									
R、YR (赤・橙色系の色相)	彩度 6 以下									
Y (黄色系の色相)	彩度 4 以下									
その他 (黄緑・緑・青緑・青・紫青・紫・赤紫色系)	彩度 2 以下									

(○：景観形成基準／・：指導基準)

事 項	景観形成基準
材 料	○ 屋根や外壁等に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な施設景観の維持に努めること。
付 属 廣 告 物	○ 建築物と一体的な意匠とすること。 ○ 必要最小限の数・大きさにとどめ、本体建築物や周辺の景観との調和に配慮すること。 ○ 付属広告物に用いる色彩は、基調色として目立つ色彩や、コントラストの強い配色はできる限り避けて、周辺との調和に配慮すること。 ○ 電飾等に使用する色彩は、周辺に悪影響を与えないように配慮すること。

② 工作物

(○：景観形成基準／・：指導基準)

事 項	景観形成基準	
工作物全体	○ 工作物全体として、突出感や違和感を与えない形態や意匠とし、周囲との調和に配慮すること。	
緑化の推進	○ 工作物周辺等においてはできる限り緑化を施すこと。	
色 彩	○ 外壁等に用いる色彩は、落ち着いた色彩を基調色とし、周辺の景観や建築物本体との調和を図ること。 ・ 法令で定められたもの以外は、周辺の景観や建築物本体とのバランスに留意するとともに、次の色彩基準に配慮すること。	
	色 相	彩 度
	R、YR (赤・橙色系の色相)	彩度 6 以下
	Y (黄色系の色相)	彩度 4 以下
	その他 (黄緑・緑・青緑・青・紫青・紫・赤紫色系)	彩度 2 以下
	※ 特別の着色が施されていない瓦・銅板・木材・土壁・ガラスなどによって仕上げる場合や、見付面積の 1/10 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではありません。	
材 料	○ 屋根や外壁等に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な施設景観の維持に努めること。	

③ 屋外における物品の集積または貯蔵

(○：景観形成基準／・：指導基準)

事 項	景観形成基準
方 法	○ 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置から集積または貯蔵をはじめること。 ○ 積み上げに際しては、できる限り整然とした集積または貯蔵とすること。 ○ 敷地周囲の緑化を行うなど、周囲の道路等からの遮蔽に努めること。